

# きときと情報 2017 144号

富山県中小企業団体中央会

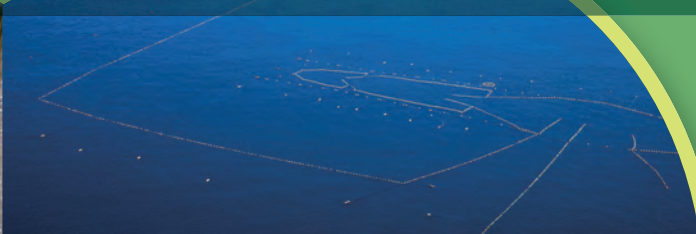
**特集1** 有期契約労働者の「無期転換ルール」が始まります

**特集2** 平成29年度労働事情実態調査結果の概要

経営者に聞く：株式会社渡辺鉄工 代表取締役社長 渡邊 史雄氏

組合紹介：協同組合高岡問屋センターさんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：第58回中小企業団体富山県大会を開催 ほか



表紙のことば

## 富山湾のブリ

ブリは、決まった季節に一定のコースで群れをなして移動する回遊魚で、富山湾においては毎年11月から3月にかけて定置網により漁獲されます。

九州西部の東シナ海で産卵を行ったブリは、春から夏にかけて日本海を北上し、晩秋になると再び産卵のために北海道の近海から南下をはじめます。その過程で富山湾へと入り込む群れは、身に最も脂がのっており、美味とされています。

また、この時期の北陸地方では低気圧による天候の荒れから雷鳴を伴う風雨が発生します。ちょうどブリ漁の時期と重なるように轟く地鳴りのような雷鳴は「鯨起こし」とよばれ、漁港はブリ漁に活気づきます。

品質・鮮度ともに全国的に高い評価を受けている富山湾のブリは、平成23年1月に特に優れた県産品として「富山県推奨とやまブランド」に認定されました。



# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー  
三井生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
三井生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱(口座振替月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

### オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクを  
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
三井生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜ビル5F  
TEL:076-441-3194 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

三井-KB-2017-15 (損保)B-2017-3 (2017.4)  
B-2017-1044 (2017.4) 使用期限 2018.3.31

# きときと情報 144号

## C O N T E N T S

### 特集 1

2

有期契約労働者の「無期転換ルール」が始まります

### 特集 2

8

平成 29 年度労働事情実態調査結果の概要

### 経営者に聞く

12

株式会社渡辺鉄工 代表取締役社長 渡邊 史雄 氏

### 組合紹介

14

協同組合高岡問屋センターさんよりこんにちは

### 元気印! 青年部・女性部

15

青年部創立 40 周年記念式典を開催 (富山県電気工事工業組合青年部)  
組合女性部・女性経営者等セミナーを開催 (富山県中小企業レディース連絡会)

### 組合だより

16

「銅器団地オープンファクトリー」を開催 (高岡銅器団地協同組合)

### ほっと一息

16

富山県内の外国人宿泊者数 4 年連続で最多更新  
(富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合)

### 事務局ペンリレー

17

富山県機械工業センター連合会・富山県精密機械工業協同組合  
事務局長 高安 昇 氏

### 組合 Q&A

17

法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続について

### 中央会いんぷおめーしょん

18

第 58 回中小企業団体富山県大会を開催  
第 69 回中小企業団体全国大会が長野県松本市で開催  
ものづくり補助金採択事業者が富山県ものづくり総合見本市に出展  
富山県ものづくり総合見本市において特別講演会を開催

### 富山労働局からのお知らせ

20

富山県 (地域別) 最低賃金改正のお知らせ

### トピックス

今さらだけど知りたい とやまのモノ・コト・トコロ

## 特集 1

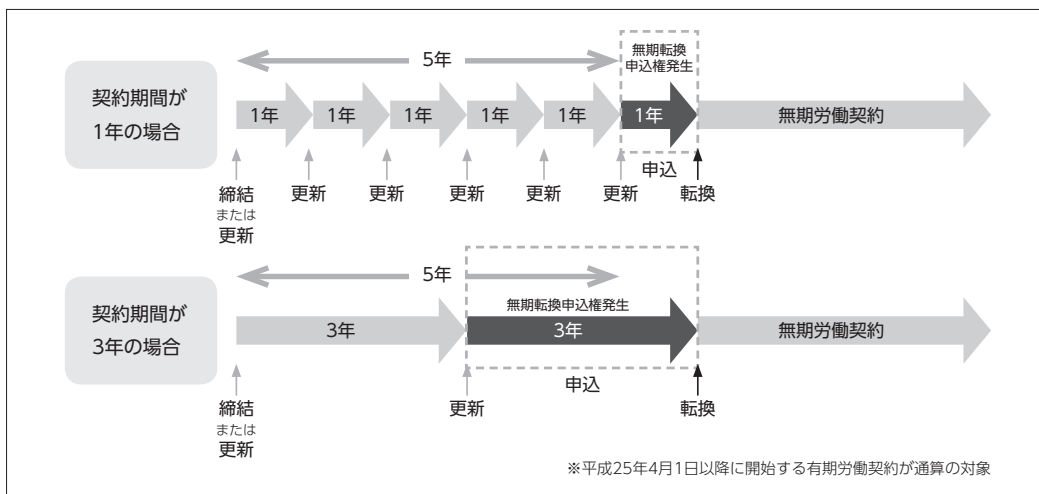
# 有期契約労働者の「無期転換ルール」が始まります

「無期転換ルール」とは平成25年4月1日に施行された改正労働契約法により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

この通算5年のカウントの対象となるのは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約からですが、改正労働契約法が施行されてから平成30年4月1日で5年が経過し、今後、無期転換の本格的な発生が見込まれるため、就業規則や社内制度の検討・整備等を行う必要があります。

今号では、「無期転換ルール」の内容や対応策について、厚生労働省の『有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック』を元に紹介します。

## I 「無期転換ルール」をご存知ですか



### 1. 労働契約法が改正されました

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者（パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。

### 2. なぜ「無期転換」への対応が

必要なのでしょうか？

今日、有期社員の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあります。

つまり、多くの会社にとって、有期社員が戦力として定着しているといえます。

特に長期間雇用されている有期社員は、例えば仮に「1年契約」で働いていたとしても、実質的には会社の事業運営に不可欠で恒常的な労働力であることが多く、ほぼ毎年「自動的に」更新を繰り返しているだけといえます。

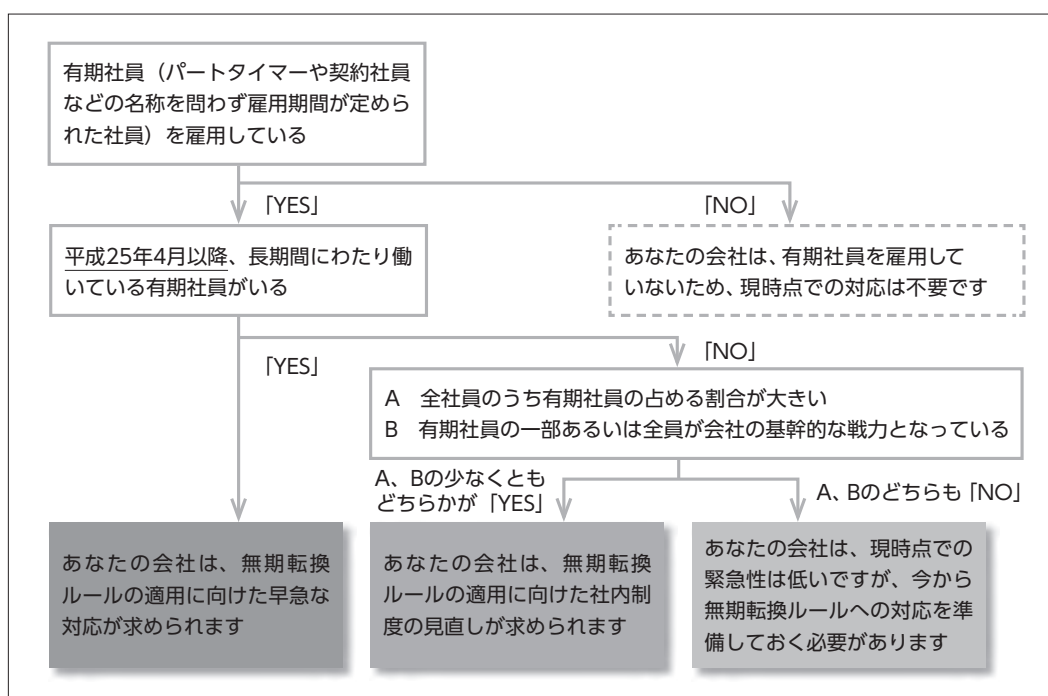
このような社員を期間の定めのない労働契約の社員として位置付け直すことは、むしろ自然なことであり、実態と形式を合わせる措置といえます。

このように考えれば、無期転換は特別なことでも、また、大変なことでもなく、より適切な雇用関係にしていくための取組なのです。

### 3. あなたの会社は大丈夫ですか？

あなたの会社は「無期転換ルール」に対応する必要がありますか？

下図のフローチャートに沿って、あなたの会社の状況を確認しましょう。



### 4. 「対象となる社員」は？

無期転換ルールへの対応が求められるのは、一般に「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」などと呼ばれている社員です。

ただし、これらに限らず、各社が独自に位置づけている雇用形態（たとえば、準社員、パートナー社員、メイト社員など）についても、契約期間に定めのある場合は、その名称にかかわらず、すべて「無期転換ルール」の対象となります。

なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換への対応が求められます。

## II 無期転換の条件

### 1. 「無期転換申込権」が発生するのはどのような場合？

平成25年4月から1年ごとに更新されている有期社員は、平成30年4月から無期転換申込権が発生します。

あなたの会社で雇用している有期社員に無期労働契約への転換を申し込む権利（これを「無期転換申込

権」といいます。）が発生した契約期間中に、その労働者から無期転換の申込みがあった場合は、使用者は申込みを承諾したものとみなされて断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。

次の(1)～(3)の3要件がそろったとき、無期転換申込権が発生します。

(1) 有期労働契約の通算期間が5年を超えている

同一の使用者※との間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（これを「通算契約期間」といいます。）が、5年を超えていることが要件となります。

※「同一の使用者」とは、労働契約の締結主体（企業）を単位として定めるものであり、例えばA工場からB工場に勤務場所を変更する等、事業場を変えても労働契約の締結主体に変更がなければ雇用契約を継続しているとみなされます。

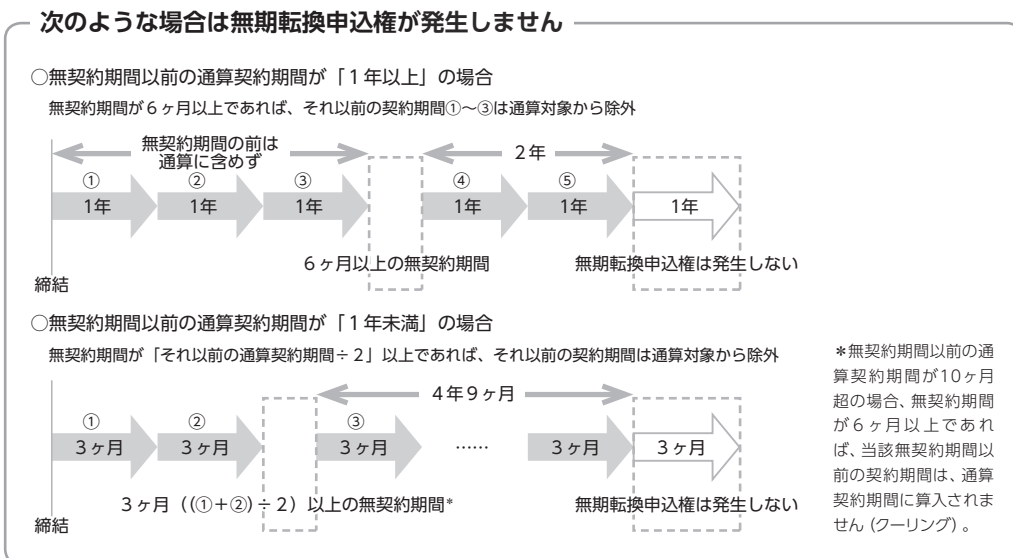
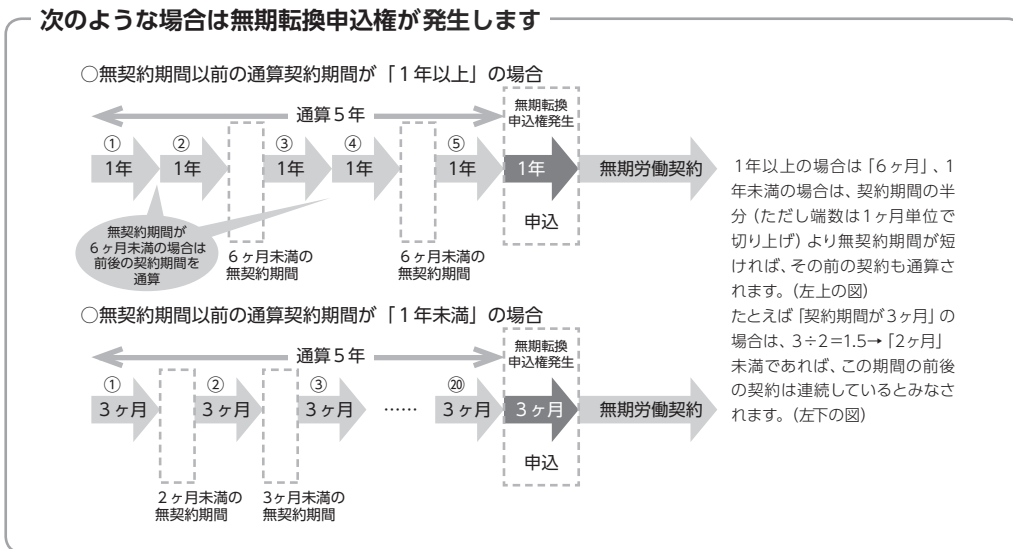
契約期間が5年を経過していなくても、たとえば、契約期間が3年の有期労働契約を更新した場合などは、通算契約期間自体は6年になるため、4年目には

すでに無期転換申込権が発生していることとなります（2ページの下図）。

通算契約期間は、改正労働契約法の施行日である平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から算定します。

それ以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間の算定の対象となりません。

同一の使用者との間で有期労働契約を締結していない期間、すなわち「無契約期間」が、一定の長さ以上にわたる場合、この期間が「クーリング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から除外されます。



## (2) 契約の更新回数が1回以上

契約更新が1回以上行われていることが無期転換申込権発生の要件となります。

## (3) 現時点で同一の使用者との間で契約している

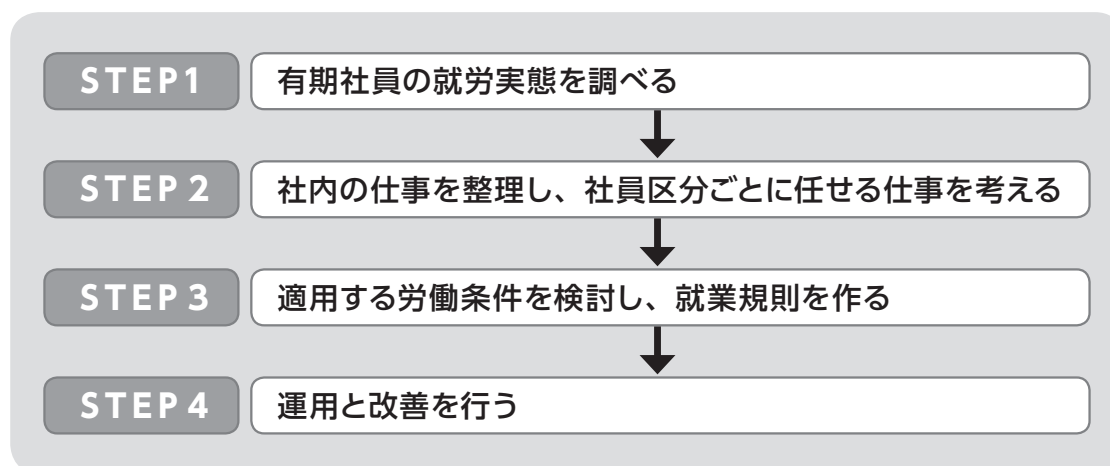
通算5年を超えて契約をしてきた使用者との間で、現在、有期労働契約を締結していることが要件となります。

なお、無期転換申込権の発生を免れる意図をもって、就業実態がそれまでと変わらないにもかかわらず、派遣形態や請負形態を偽装して労働契約の締結主体を形式的に他の使用者に切り替えた場合、同一の使用者の要件を満たしているものと解釈されます。また、

派遣先が、直接雇用していた労働者の離職後1年以内にその労働者を派遣社員として受け入れることは、労働者派遣法第40条の9で禁止されている点に留意してください（労働者が60歳以上の場合は禁止対象から除外されます）。



## Ⅲ 導入の手順



### STEP1 有期社員の就労実態を調べる

～まず、あなたの会社で働いている

有期社員の現状を把握しましょう～

あなたの会社には、通常の正社員以外にどのようなタイプ（パート、アルバイト、契約社員など）の有期社員がどの程度いますか。

有期社員の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算の契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。

有期社員の定義が就業規則で明確になっているか、正社員の就業規則、給与規程等からこれらの有期社員が適用除外となっているかの確認が必要です。

### STEP2 社内の仕事を整理し、社員区分ごとに任せる仕事を考える

～次に、有期社員の計画的な活かし方を考えましょう～

#### (1) 人材活用を戦略的に行いましょう

人事管理は、人材活用戦略に基づいて実施されるものです。

これまでは、一般に「正社員」とは、無期契約労働者を指すことが多く見られました。

有期社員が無期転換した場合、従来の「正社員」と役割や責任を明確に区分しておかないと、トラブルが発生するおそれがあります。

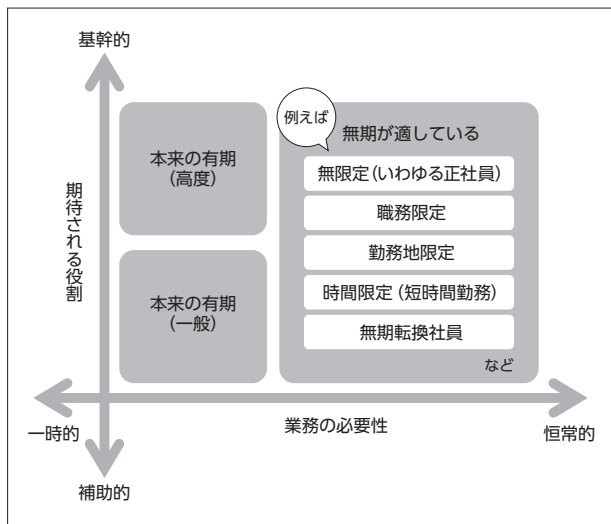
## (2) 仕事の内容を分類する

下の図は、業務の特性の違いに着目して、仕事をタイプ分けしたものです。

基幹的な業務／補助的な業務（縦方向）と、業務の必要性が一時的／恒常的（横方向）の2つの観点で分類すると、大きく3つのタイプに分けることができます。

業務の必要性が一時的な仕事（左側）の場合は、（単発・短期であることから）任せる業務内容に応じて、適した有期社員を活用することになります。

業務の必要性が恒常的な仕事（右側）は、いわゆる「正社員」や雇用期間の定めのない無期転換社員などの無期労働契約の社員が担うことが求められます。



## (3) 有期社員の転換後の役割を考える

人材の有効活用という観点から、現在、あなたの会社で雇用する個々の有期社員の活用方法を検討してみましょう。

あなたの会社の有期社員一人ひとりをそれぞれのよう位置づけ、活用していくかを考える際の視点に役立ててください。

無期への転換方法には、主に次の3タイプがあります。

### ① 雇用期間の変更

契約期間のみを変更する転換です。無期転換の申込みがなされると、有期労働契約が無期労働契約となります。労働契約の中では、「契約期間」を「期間の定めがないもの」とすることで足りる。なお、定年制を定めることは認められます。

・人件費アップにつながりません。また、労働負荷の増加を望まない社員が活躍できます。

・無期転換前と比べ、職務や処遇を変更する必要がない社員が対象です。

・労働条件を変更せず、期間の定めをなくす選択肢が考えられます。

### ② 多様な正社員への転換

いわゆる「正社員」と比較して、勤務地や労働時間、職務などの労働条件に制約を設けた正社員（「多様な正社員」）への転換です。多様な正社員では、転勤がない、残業時間に制限を設けることなどで、働き方に制約がある社員が働き続けやすいなどのメリットがあります。

・子育てや介護と仕事の両立を図りたい社員や、特定職務の仕事我希望する社員などが活躍できます。

・職務能力や職務内容はいわゆる「正社員」と同等でありながらも、家庭の事情等から、転居・転勤を伴う異動が行えないために勤務地に制約があったり、正社員と同じ時間だけ働くことができないような社員が対象です。

・登用試験や面接などで的確に能力などを見極めた上で、「多様な正社員」として処遇するという選択肢が考えられます。

### ③ 正社員への転換

業務内容に制約がなく、入社後定年に達するまで勤務することを想定した、一般に「正社員」「総合職」等と呼ばれるいわゆる「正社員」への転換です。

・キャリアアップを図り、中核労働力としてより会社に貢献したいと考える社員が活躍できます。

・職務能力や職務内容がいわゆる「正社員」と同等の社員が対象です。



・登用試験や面接などでの確に能力などを見極めた上で、「正社員」として処遇するという選択肢が考えられます。

### STEP3

#### 適用する労働条件を検討し、 就業規則を作る

～無期転換時に適用される就業規則等を整備しましょう～

長期的視点に立つ場合、有期社員と労働条件が同一の無期契約労働者が増加する可能性があるため、雇用形態・労働条件を含めて、導入前に検討することが望ましいです。

また、すでに「多様な正社員」の仕組みがある場合は、企業がすでに転換の仕組みを持っているのか、新たに作るのか、新しい制度の対象を誰にするのか(非正規の無期転換の受け皿として設けた新たな雇用区分を、新規採用区分として設けるのか等)を含めて検討しましょう。

無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があるため、正社員の就業規則の見直しも検討しましょう。

なお、無期転換者と正社員の仕事内容や責任の範囲、労働条件などに差異がないにもかかわらず、処遇

や評価に差異がある場合、妥当性や社員の納得性に留意した処遇や評価制度にすることが求められます。

### STEP4 運用と改善を行う

～密なコミュニケーションが円滑な実施につながります～

無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に取ることです。

労働組合との協議を行うことや、労働組合がない場合は労働者の過半数代表など、社員との協議を行う場を持ち、労使双方に納得性のあるものを作っていくことが、導入・運用をスムーズに運ばせることにつながります。

また、無期転換申込権について、労働者に対して事前に説明をすることが望ましいです。

なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定性がなくなったり、時間外労働が発生したりするなど、働き方に変化が生じる場合があります。

このようなとき、社員側から不満や反発が出ることを防ぐよう、丁寧な説明を心がけるとともに、円滑に転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行うことが望まれます。

#### 参考1 無期転換申込権が発生する前の雇止めについて

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

#### 参考2 再雇用の高齢者はどうなる？

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、②定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

無期転換ルールや就業規則改正については富山県中小企業団体中央会の相談窓口(富山県最低賃金総合相談支援センター)をご利用ください。必要に応じて社会保険労務士を無料で派遣いたします。

フリーダイヤル: 0120-108-312

ホームページ: <https://www.chuokai-toyama.or.jp/saichin/>

## 特集2

# 平成29年度中小企業労働事情 実態調査結果の概要

本会では、中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに今後の労働支援に資することを目的に、毎年中小企業労働事情実態調査を実施しています。今号では今年度の調査結果の一部を抜粋してご紹介します。

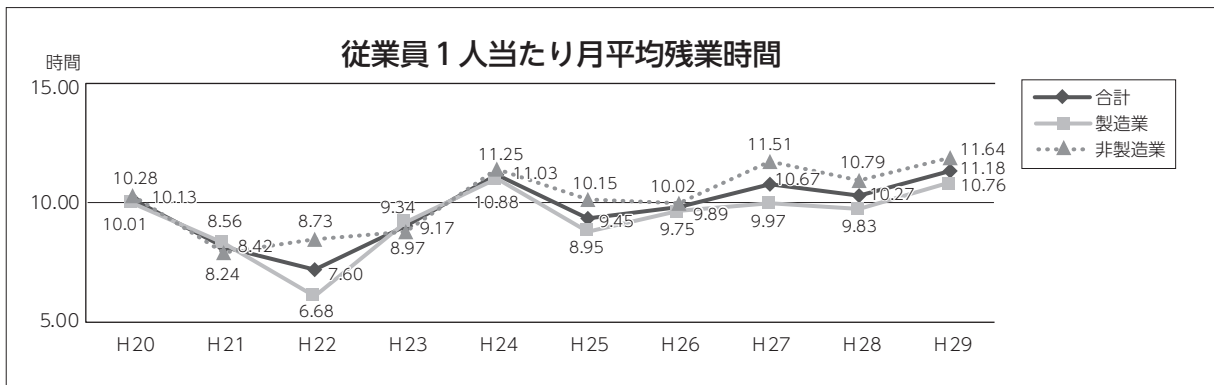
●調査時点：平成29年7月1日

●調査対象：県内800事業所を対象 有効回答343事業所（回答率42.9%）

### 【従業員の労働時間について】

#### ○月平均残業時間

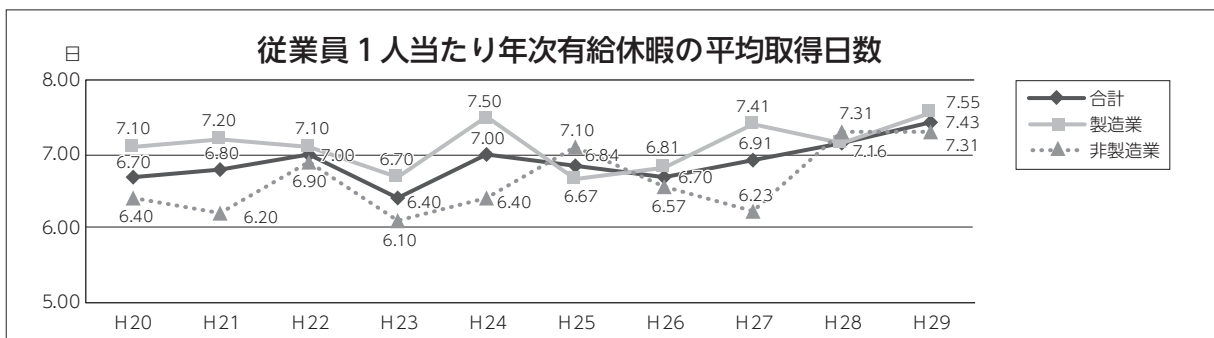
従業員1人当たりの月平均残業時間（前年実績）について調査したところ、平均残業時間は11.18時間となり、前年に比べ0.91時間増加した。また、業種別では、「製造業」が10.76時間で前年より0.93時間の増加、「非製造業」が11.64時間で前年より0.85時間の増加となっている。



### 【従業員の有給休暇について】

#### ○年次有給休暇の平均「取得」日数

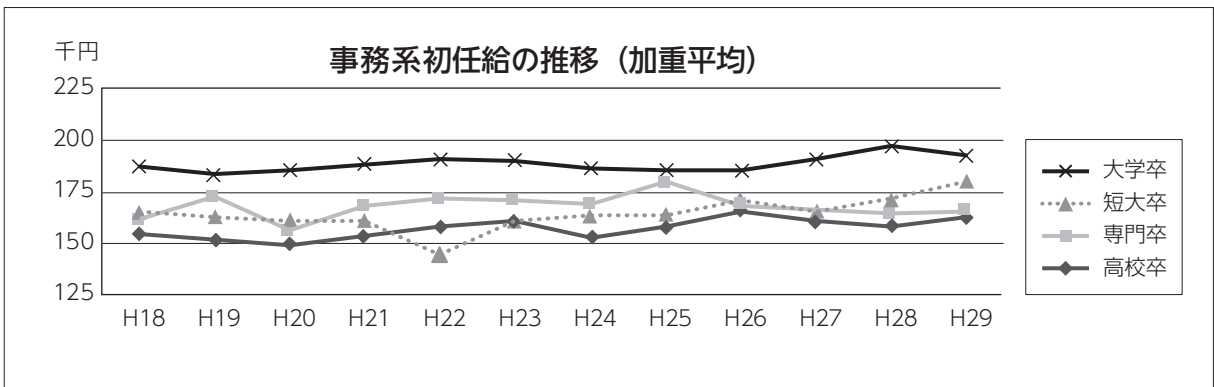
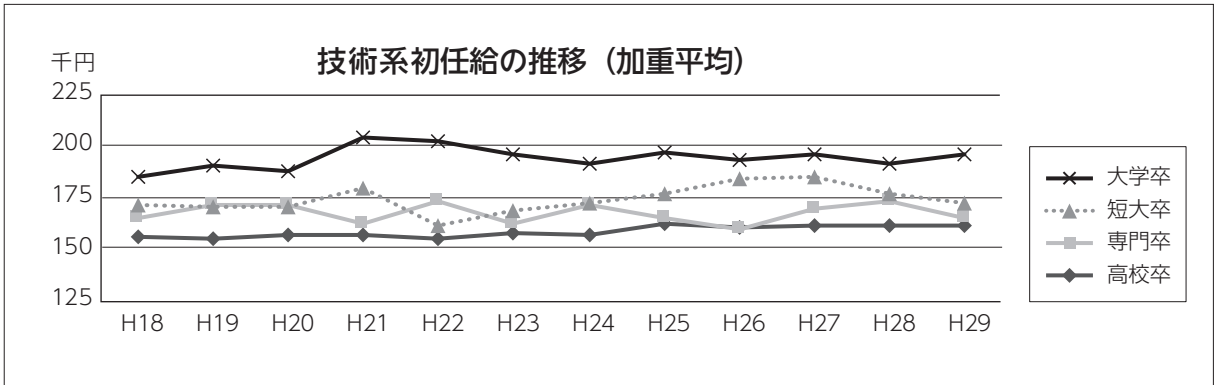
従業員1人当たりの年次有給休暇の取得日数（前年実績）について調査したところ、全体平均で7.43日となっており、昨年と比べると約0.27日増加した。業種別で製造業では0.39日、非製造業では0.15日それぞれ増加した。



## 【新規学卒者の採用について】

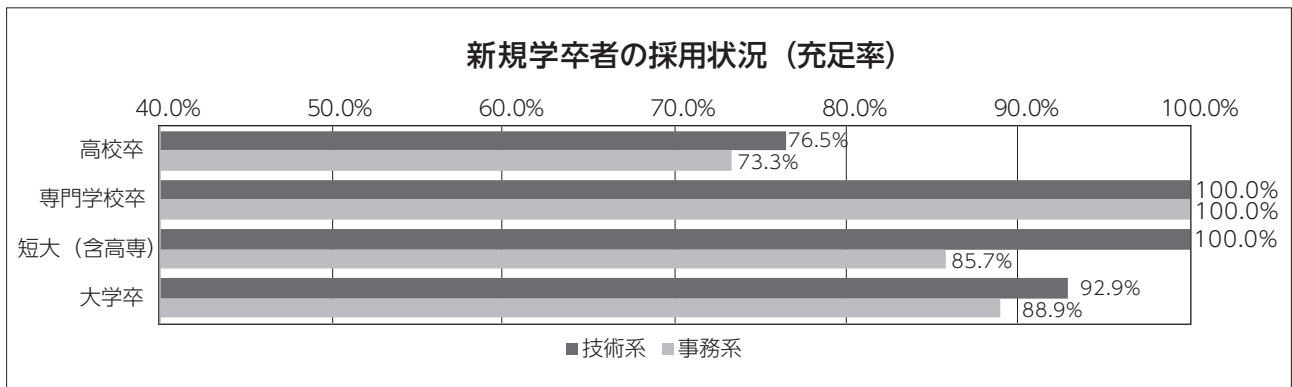
### ○新規学卒者の初任給

平成29年3月の新規学卒者の1人当たりの平均初任給額（平成29年6月支給額）について調査したところ、従業員数による加重平均では、大学卒技術系が195,504円、大学卒事務系が192,354円、短大卒（高専含む）技術系が172,000円、短大卒（高専含む）事務系が180,367円、専門学校卒技術系が164,533円、専門学校卒事務系が165,900円、高校卒技術系が160,782円、高校卒事務系が162,582円となっている。



### ○新規学卒者の採用状況（充足率）

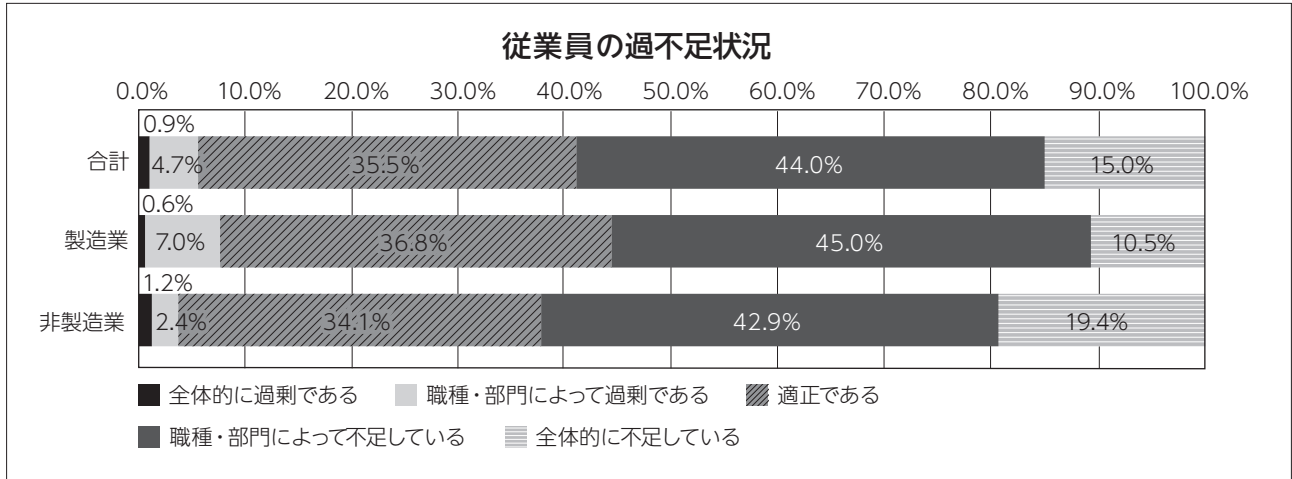
平成29年3月の新規学卒者の採用充足率（採用予定人数に対する実際に採用した人数の割合）は、専門学校卒技術系、専門学校卒事務系、短大（含む高専）卒技術系でそれぞれ100%、高校卒技術系で76.5%、高校卒事務系で73.3%、短大（含む高専）卒事務系で85.7%、大学卒技術系で92.9%、大学卒事務系で88.9%となっている。



## 【従業員の過不足状況について】

### ○従業員の過不足状況について

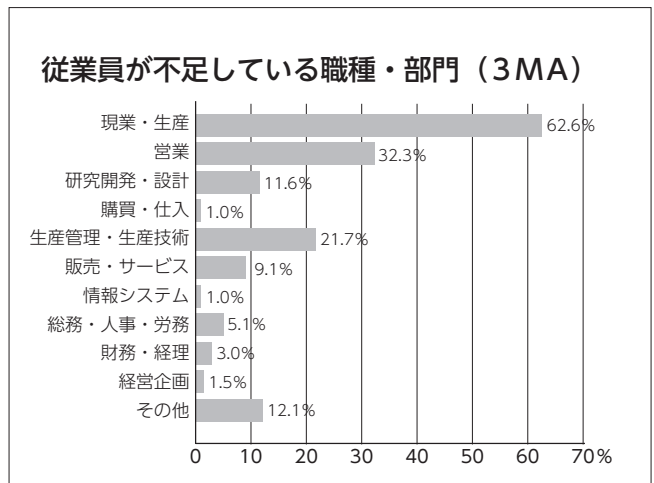
従業員の過不足状況について尋ねたところ、「職種・部門によって不足している」と回答した事業所が最も多く全体の44.0%、次いで、「適正である」が35.5%、「全体的に不足している」が15.0%、「全体的に過剰である」が9.0%、「職種・部門によって過剰である」が4.7%と続いている。



### ○従業員が不足している職種・部門

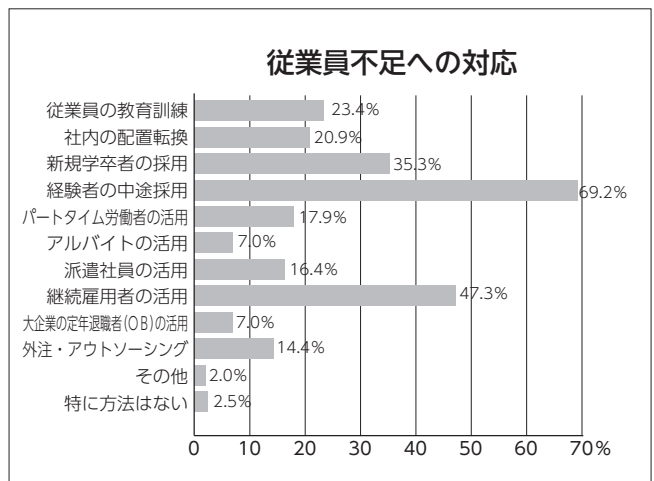
「職種・部門によって不足している」及び「全体的に不足している」と回答した事業所に対し、従業員が不足している職種・部門について尋ねたところ、「現業・生産」と回答した事業所が全体の62.6%、次いで、「営業」が32.3%、「生産管理・生産技術」が21.7%と続いている。

業種別では、製造業で「現業・生産」と回答した事業所が最も多く73.7%、次いで、「生産管理・生産技術」が37.9%、「営業」が34.7%となっており、非製造業では「現業・生産」と回答した事業所が最も多く52.4%、次いで、「営業」が30.1%、「その他」が20.4%であった。



### ○従業員不足への対応について

「職種・部門によって不足している」及び「全体的に不足している」と回答した事業所に対し、従業員不足へどのように対応していくのか尋ねたところ、「経験者の中途採用」と回答した事業所が最も多く全体の69.2%、次いで、「継続雇用者の活用」が47.3%、「新規学卒者の採用」が35.3%、「従業員の教育訓練」が23.4%と続いている。

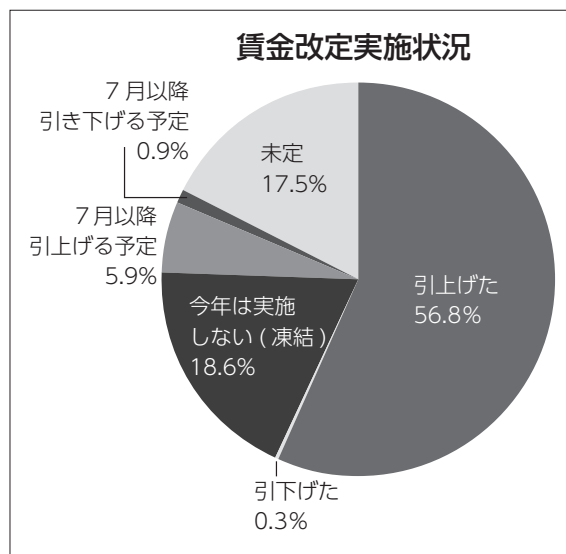


## 【賃金改定について】

### ○賃金改定実施状況

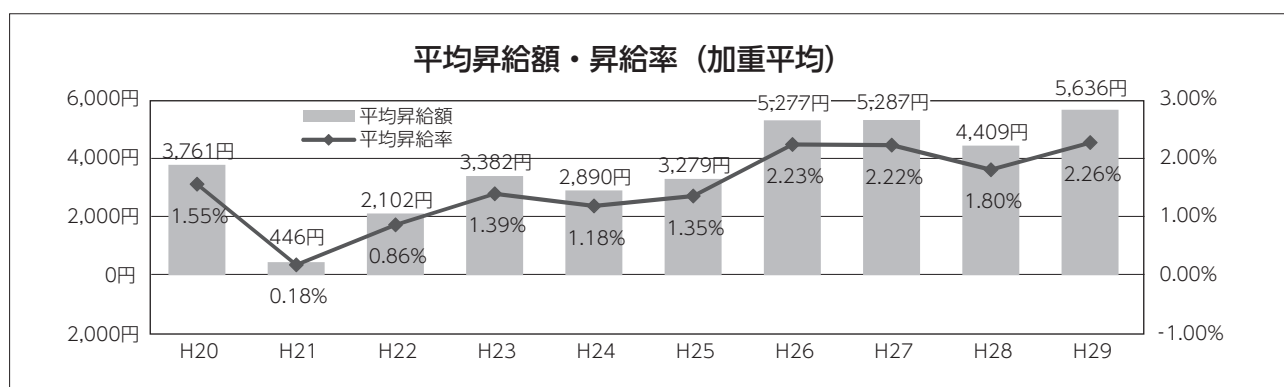
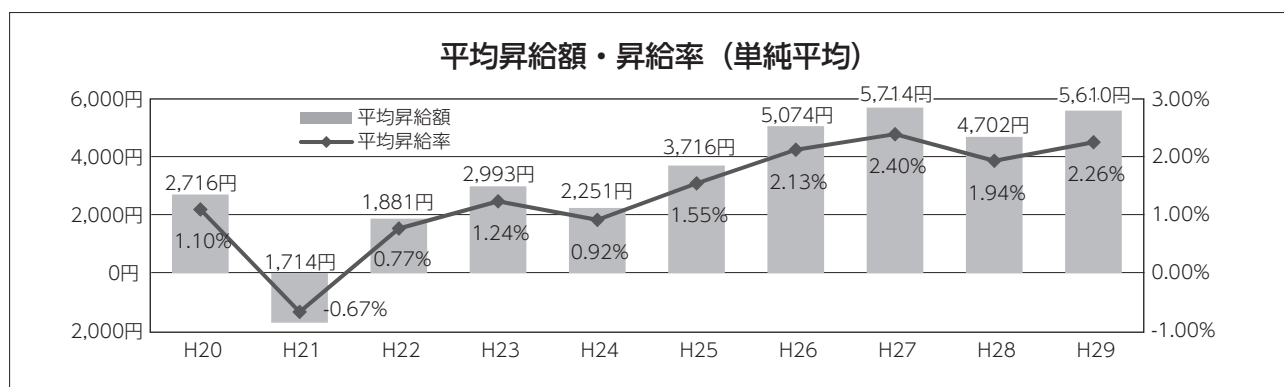
平成29年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施したかについて調査したところ、「引上げた」が56.8%、「7月以降引上げる予定」が6.5%と合わせて6割近くの事業所が引上げることとしており、「引下げた」、「7月以降引下げるとの予定」は合わせて1.2%に過ぎなかった。

なお、「今年は実施しない（凍結）」は18.6%であった。



### ○平均昇給額

賃金改定について、賃金を「引上げた」もしくは「引下げた」と回答した事業所に1人当たりの改訂前後の所定内賃金を尋ねたところ、次のとおりの結果となった。また、賃金の引き上げと引き下げを相殺した平均昇給額は単純平均で5,610円、加重平均で5,636円、平均昇給率は単純平均で2.26%、加重平均で2.26%となり、いずれも前年を上回った。



労働事情実態調査の報告書については、他の調査項目を含めた詳細版を下記の本会ホームページに掲載する予定です。また、業種別、従業員数別の集計結果も掲載する予定です。

<http://www.chuokai-toyama.or.jp/report-3.html>

# 各種産業の生産設備を支え70年 顧客第一の姿勢受け継ぎ発展を

株式会社渡辺鉄工は昭和21年の創業以来、産業プラント向けの機器製造、高低圧配管などの設備工事、プラントメンテナンスを主要業務とし、実績を重ねてきました。化学、鉄鋼、石油といった基幹産業向けだけでなく、長年培った技術力や生産管理能力を活かして、医薬、食品などの生活関連産業向けや環境関連の製造プラントにも業域を広げています。代表取締役社長の渡邊史雄氏に、70年にわたる会社の歩みや次代を見据えた新たな取り組みなどについてお聞きました。

株式会社渡辺鉄工

代表取締役社長 渡邊 史雄 氏

## 都銀勤務で鍛えられる

**Q. 入社される前は都市銀行にお勤めだったそうですね。**

大学卒業後、都市銀行に10年勤めました。その間、都内3カ店で主に融資関係の業務を担当しました。お金は人の命の次に大切と言われますが、ぎりぎりのタイミングまで融資実行が承認されず、大きな重圧を感じたこと、逆に難しい案件をまとめて顧客に大変喜ばれたことなど、多くの経験をしました。仕事はハードで、いつも時間に追われていましたが、若いうちに徹底的に鍛えられたことは、貴重な財産として残っています。

富山に戻り、家業である当社に入ることは概ね決めていました。入社時は大変景気が良かったのですが、数年後にバブルが崩壊します。設備投資に伴う事

業ですから、景気の影響を受けやすい面があります。取引先の淘汰や事業撤退の影響は大きく、資産や負債の整理、事業所の縮小など、いろいろ手を打って乗り切りました。リーマンショック以降は、主要取引先の業績が好調で、当社も安定して業容が拡大し、現在に至っています。

## 要望に強い思いで応える

**Q. 各種産業のプラント向け機器製造や設備工事、メンテナンスを主力業務としてきた70年の歩みをお聞かせください。**

昭和21年、大手化学メーカーの富山工場でものづくりに携わっていた父が独立し、工場敷地内で鉄工所を個人創業したことが始まりです。装置用圧力配管の新設やメンテナンスを手掛け、取引先を増やしながら業務を拡充し、30年代からは顧客の事業拡

大に伴って県内外に事業所や工場も設けました。現在、本社工場では生産設備に使う圧力容器などの機器を製造し、国内3カ所にある営業拠点では顧客の工場で設備工事やプラントメンテナンスを行っています。

取引先は大手が中心で営業基盤は安定していますが、品質、コスト、納期に対しての要求は大変厳しいものがあります。父は顧客の期待やニーズに対して非常に強い思いを持って応えてきました。顧客の信頼が第一とする考え方は当社の伝統として、今後も受け継いでいかなければならないと思っています。

プラント機器製作の市場規模は大きくありませんが、中小企業が多く、競争は激しいといえます。平成26年には一層の品質向上を図るため、ISO9001を取得しました。TPPをきっかけに海外との



本社工場で製造する塔（左）と熱交換器（右）

わたなべ・のぶお

昭和29年1月4日、婦中町（現富山市）生まれ。51年、早稲田大学商学部卒業後、株式会社三菱銀行を経て、61年、株式会社渡辺鉄工に入社。平成9年、代表取締役専務、11年、代表取締役社長に就任。14年、株式会社渡辺化工機と合併し、代表取締役専務、21年、代表取締役社長に就任。23年、婦中鉄工業団地協同組合理事長に就任、現在に至る。富山県中小企業団体中央会理事。



取引を意識するようになり、国際規格が必要と感じたのです。

プラント機器の製造現場は自動化が難しく、人手に頼っているのが現状です。しかし、人口が減少する中で、顧客に求められる製品づくりを続けていくためには、ロボット導入なども将来必要になるかもしれません。また、再雇用は65歳までとしていますが、個人的には本人に働く意欲と体力があれば70歳ぐらいまで働いてもらってもいいのではないかと考えています。

## 富山市と協働で融雪装置

**Q. 理事長を務める婦中鉄工業団地協同組合は、地域と連携した取り組みに積極的ですね。**

昭和45年に設立され、現在は鉄工業だけでなく、運送業や機械加工、梱包などの11社で構成されています。インフラとして水や電気を共用しているほか、共同の金融事業も行っています。

近年、力を入れている取り組みの一つが社会貢献です。東日本大震災の際は現地を慰問し、熊本地震では義援金を送りました。もう一つは地域貢献です。平成26年に地元町内会と協力して防犯カメラを2台設置し、28年には富山市との協働で団地内市道に融雪装置を整備しました。

共同駐車場の融雪のために採掘した井戸水を有効活用しようと、融雪水を組合が負担して提供することとし、富山市に市道への融雪装置整備を要望して実現しました。地域社会の一員として、安全で安心なまちづくりに積極的に関わっていきたくと思っています。

組合員に対しては、職場環境の改善や労災事故防止を図るための安全衛生活動などといった支援のほか、団地および周辺の美化活動、懇親ゴルフ大会など組合員の絆を深める取り組みも実施しています。

## 社会に役立つ事業に関心

**Q. 将来のさらなる発展に向けて、どのような取り組みを進めていらっしゃいますか。**

平成30年に会社設立70周年を迎えます。国内産業を支える企業としての自覚を持ち、理念として掲げる「永続的に発展する会社」を目指して、ステークホルダーの方々に満足を与える会社でありたいと思っています。生産性の向上、品質の向上は永遠のテーマであり、いいものを安く早く提供し続けるためには、技術力のアップはもちろん、設備更新やIT、IoTの導入など、常に何をすべきか考えながら進んでいく必要があります。

日々の業務でもチェック体制や

時間の使い方など改善すべきところがあるため、社内で検討を重ねています。休日を増やす動きがある中で、短時間でいかに成果を上げるかも課題です。若手社員には物事の本質を考えられる人材を目指してほしいと思います。

現在、会社では、自然素材を使ってジェット燃料を製造するプラント製作に携わっていますが、未来社会に役立つプロジェクトに、積極的に参画していきたいという思いを持っています。エネルギー分野では水素に関連した事業などにも関心がありますし、富山における医薬産業の集積の動きに合わせて、医薬関連の業務拡大にも取り組みたいと思っています。

## 中高時代の友人と過ごす

**Q. お忙しい中でどのようにリフレッシュをはかっておられますか。**

定年退職などで地元に戻ってくる中学、高校時代の友人が増え、自然と集まる機会が多くなっています。昔なじみの仲間とゴルフをしたり、食事をしたりする時間がとてもいいリフレッシュになっています。ゴルフは銀行時代に上司の勧めで始めて以来続けているので、キャリアは長いですが、上達よりも楽しんでプレーするのが好きですね。

# 協同組合高岡問屋センターさんよりこんにちは

高岡問屋センターは、新高岡駅の北東に位置し、20万㎡を超える敷地に卸売業を中心に約100社の企業が立地する卸商業団地です。北陸新幹線新高岡駅の開業などもあり、近年は卸売業に留まらず、様々な企業が立地し、新時代のビジネスセンターとして多様な役割を果たしています。今回は、交通アクセスの飛躍的な向上を追い風に企業誘致や会館利用を促進している協同組合高岡問屋センターを紹介します。

### ◆組合のあゆみ

昭和43年、店舗・倉庫の狭小、駐車場不足、大型物流への対応難といった課題の解決を目的に、高岡市内の繊維、銅器、食料品などの卸売業者76名により設立されました。昭和45年より問屋団地の造成を開始し、昭和47年に組合会館や組合員建物が完成。その後、2度の拡張事業を実施し、以来、県西部の流通拠点として、地域経済の発展を支えてきました。しかし、地場産業の衰退や流通業界の環境変化に伴い、昭和54年の133社をピークに組合員数は減少。また、平成に入ってから組合員の破たんに伴う金融事業の不良債権処理に追われるなど、苦しい時期も経験しましたが、その後、困難を乗り越え、財政の健全化を果たしています。

### ◆拠点となっている高岡エクール

現在の組合会館である「高岡エクール」は、設立当初に建てられた組合会館とセンターホールの老朽化に伴い、平成8年に竣工されたもので、多目的ホールや展示室、会議室などを備えています。組合員や外部の事業者には展示会や研修の場として利用されているほか、最近ではプロレス団体が定期的に行うなど、幅広く活用されています。特に北陸新幹線の開業後は、新高岡駅からのアクセスの良さもあり、県外からの利用者も増加しています。



組合会館の高岡エクール

また、エクール内には、組合事務所に併設する形で簡易郵便局を設置しています。印紙や切手の販売のほか、別納によるDMの大量発送や宅配などにも対応できることから、組合員からも重宝されています。



エクール内の簡易郵便局



団地に隣接する能町庄川線

### ◆組合設立50周年迎え企業誘致を促進

平成26年には、国道8号線に直結する都市計画道路能町庄川線の高岡市蓮花寺～下伏間江間が開通、さらに平成27年には、団地から2km以内に位置する北陸新幹線の新高岡駅が開業するなど、各方面へのアクセスが飛躍的に向上しました。これらにより、高岡問屋センターの利便性が大きく高まり、会館の利用者の増加や団地への新たな組合員の進出に繋がっており、組合でも所有する遊休地やエキュールのテナントなどの企業誘致に力を入れています。

組合では、創立50周年を迎えることから、来年2月に記念式典を開催する予定です。これを機に、人、物、情報が行き交う新しいビジネスセンターへと進化を続け、今後も地域経済に発展に貢献したいと考えています。

#### 組合概要

組合名称 協同組合高岡問屋センター  
設 立 昭和43年2月6日  
住 所 高岡市問屋町65番地  
理 事 長 永田義邦  
組合員数 93名  
TEL 0766-21-3400 FAX 0766-25-1886  
ホームページ <http://net-pro.jp/ttc/>



## 青年部創立40周年記念式典を開催

富山県電気工事工業組合青年部

10月7日(土)、富山県電気工事工業組合青年部は、富山第一ホテル(富山市)において、創立40周年記念式典を開催しました。

同青年部は、昭和52年、県下電気工事業界の若手経営者、後継者の資質向上や人材育成を目的に全国の先陣を切って設立され、以来、独自の研修会などの事業を積極的に展開しており、最近では、工業高校の生徒との意見交換会を実施するなど業界のPRや魅力の発信にも力を入れています。

当日は、親組合や電力会社などからの来賓と青年部の会員ら約100名が出席して式典・交流会が開催されたほか、創立40周年記念ゴルフコンペも開催されました。



約100名が参加した記念式典



交流会で挨拶をする赤尾繁樹部長

## 組合女性部・女性経営者等セミナーを開催

富山県中小企業レディース連絡会

10月11日(水)、富山県市町村会館(富山市)において、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

講師には、女性視点マーケティングに長く携わるとともに、女性の起業支援、働き方支援を行っている株式会社ウーマンスタイル代表取締役の成田由里氏をお招きし、「ビジネスに活かせ!女性視点」をテーマに講演いただきました。

講演では、マーケティングの上で女性を取り込むことが非常に重要と述べられ、男女の考え方や感性の違いについて説明がされました。

セミナーには組合女性部のメンバーのほか、組合の女性職員ら約20名が参加しました。



セミナーの様子

## 「銅器団地オープンファクトリー」を開催

高岡銅器団地協同組合

高岡銅器団地協同組合は9月22(金)、23日(土)の2日間の日程で、団地内の工場を一般に開放する「銅器団地オープンファクトリー」を開催しました。

組合では、平成27年3月より組合員の後継者などの若手メンバーにより「未来を考える委員会」を発足させ組合活性化のための協議を重ね、組合の設立40周年に合わせてオープンファクトリーを今回初めて開催することとしました。

オープンファクトリーには、団地内の21社の組合員が参加し一般の工場見学の受け入れなどが行われたほか、予約者限定で若手メンバーが各工場を案内する工場見学ツアーも開催され、2日間で500名以上が来場しました。



来場者の受付の様子



参加者は鑄造工場などを見学した

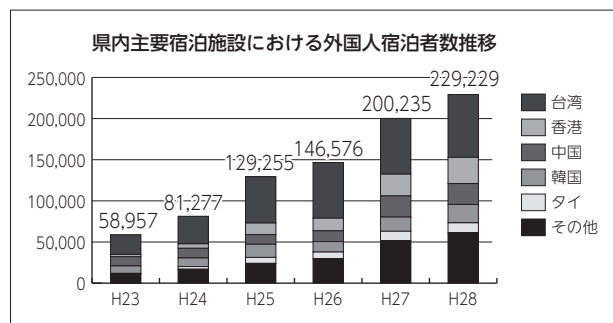


## 富山県内の外国人宿泊者数 4年連続で最多更新

富山県が今年9月に発表した外国人宿泊調査結果によると、平成28年の富山県内の外国人宿泊者数は、平成27年に比べ14.5%増加し22万9千人となり、4年連続で過去最高を更新しました。これは、官民挙げた観光プロモーションの効果に加え、北陸新幹線の開業効果や東南アジア諸国のビザ発給要件の緩和などが要因となったとみられています。

このような中、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合では、外国人宿泊者の受入れを積極的に行っている旅館経営者を講師に招いての研修会を開催したほか、WiFi機器の導入や和室の客室の和洋室化などについて国や県の助成制度の活用を推進するなど、組合員のインバウンド受入れの体制整備を支援してきました。今後も組合では、県などの関係機関と協調した出向宣伝活動などにより、外国人の観光客誘致に力を入れていきたいと考えています。

(情報提供 富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合)



## 事務局ペンリレー

会社も定年になって家の農業（稲作・ブルーベリー栽培）に勤んでいたところ、前の会社から組合事務局の仕事をやってみないかと誘われ、先輩諸氏に状況を聞いたところ所帯も大きく大変と言う話ではあったものの、何も考えず安直に承諾してしまいました。この組合は工場集団化構想で計画された我が国指定第一号の工場団地「富山機械工業センター協同組合」も所属する「富山県機械工業センター連合会」、傘下には前述の工場集団化事業に賛同し創設された9団地、西は高岡から東は入善まで県下一円に散在する団地組合の集団、さらに「富山県精密機械工業協同組合」と合わせて10組合の事務を2名で賅っている事務局でした。

組合の決算も3月が5組合、5月が1組合、7月が2組合、8月が1組合、9月が1組合と、ほぼ1年中総会を開催しているところです。また事務局の業務は他の組合同様、毎月の経理処理、決算書作成・総会関連の資料作り、会場設営・案内状作成、業界団体や役所などと組合員との連絡調整や対外交渉など、さらに、役員会は定期的に組合ごと年数回開催され、その資料作成、また合同での工場見学会や勉強会、ゴルフ大会も毎年実施しております。加えて年6回機関紙「機械工業だより」を発行しており、各組合の動向等を掲載し組合員に配布しております。

現役時代よりも遥かに多忙を極め、スケジュール手帳も常に真っ黒な状態となります。農業で培った雑草魂と元来の楽天的な性格が幸いし、また若い頃味わった苦い経験を思い出しながら同じ轍は踏むまいと取組み、今年7月で丸2年経過しました。この調子でいつまでできるか不安ながら、地域産業や組合員の皆さんの発展に微力ではありますが貢献できるよう健康管理に留意して頑張りたいと思っています。



富山県機械工業センター連合会  
富山県精密機械工業協同組合

事務局長 高安 昇

## 組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

### 法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続について

- Q**
- 1 法令の改廃により既存の定款の規定が当然に変更される場合の定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の決議を経ないでこれを変更することができるか。
  - 2 事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実基礎を有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、上述の理由により、総会の決議を必要としないか。

**A** 法令の改廃による定款変更であっても総会の決議並びに行政庁の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。

## 第58回中小企業団体富山県大会を開催

11月13日(月)、富山市のホテルグランテラス富山において、「団結は力 見せよう組合の底力!」をテーマに、「第58回中小企業団体富山県大会」を開催しました。

大会では、本会高田会長からの挨拶の後、永年にわたる功績を称え、優良組合、組合功労者及び優良専従役員に対し表彰を行ったほか、国、県及び市町村に対し中小企業施策の強化拡充等を要望する決議案を採択しました。また、下町ボブスレー推進委員会ゼネラルマネージャーで株式会社マテリアルの細貝淳一社長を講師に迎え、「下町技術の集結による世界への挑戦～下町ボブスレープロジェクトを語る!～」をテーマに記念講演を開催しました。

講演会終了後には記念パーティーを開催し、出席者の交流を深め、幕を閉じました。



大会には約200人が出席した



記念講演講師の細貝淳一社長

## 記念表彰受彰者 ～受彰おめでとうございます～

(敬称略)

### ◎富山県知事表彰

#### 【優良組合】

協同組合南砺建設業協会  
富山個人タクシー協同組合

富山市第三機械工業センター協同組合  
協同組合富山県ハイウェイサービスセンター

#### 【組合功労者】

黒田 昭 (協同組合富山問屋センター)  
林 良策 (高岡地区陸運事業協同組合)

田中 均 (婦中企業団地協同組合)

#### 【優良専従役員】

奥田 美貴子 (富山県豆富商工組合)

細川 俊明 (富山県電気工事工業組合)

### ◎富山県中小企業団体中央会会長表彰

#### 【優良組合】

協同組合城端西町商店会  
立山町管工事協同組合  
富山県情報ネットワーク事業協同組合

呉西地区解体業・建設発生土再生事業協同組合  
桃李協同組合

#### 【組合功労者】

荒木 博 (富山県醤油味噌工業協同組合)  
山本 稔 (砺波市五谷観光企業組合)

吉岡 八義 (富山県板金工業組合)  
窪田 憲修 (千石町通り商店街振興組合)

#### 【優良専従役員】

中嶋 志津子 (富山県税理士協同組合)

泉田 和枝 (富山国際交流促進事業協同組合)

## 第69回中小企業団体全国大会が長野県松本市で開催

10月26日(木)、キッセイ文化ホール(長野県松本市)において、全国から中小企業団体の代表者約2,500名が参集し、「第69回中小企業団体全国大会」(全国中央会、長野県中央会主催)が開催され、富山県からは高田会長以下20名が出席しました。

大会では、春日英廣・長野県中央会会長が議長に選任され議事を進行し、実感ある景気回復と中小企業の生産性向上など中小企業対策の拡充に関する16項目を決議したほか、優良組合、組合功労者等の表彰が行われました。



全国大会会場の様子

<表彰受彰の方々(富山県関係)>

全国中小企業団体中央会会長表彰(組合功労者)

- ・上田 勝朗 氏(富山県環境保全協同組合理事長)
- ・岩澤 繁 氏(富山機械工業センター協同組合理事)

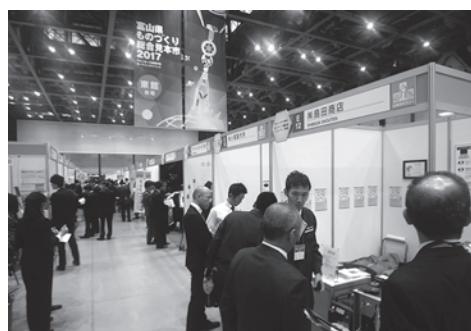
なお、第70回大会は、平成30年9月12日(水)に、京都市の上七軒歌舞練場において開催される予定です。



松本城での参加者集合写真

## ものづくり補助金採択事業者が富山県ものづくり総合見本市に出展

10月26日(木)～28日(土)の日程で富山テクノホール(富山市)において開催された「富山県ものづくり総合見本市2017」に、ものづくり補助金採択事業者が出展しました。これは、ものづくり補助金実施事業者に対するフォローアップ事業の一環として、補助事業の成果発表や販路開拓を支援する目的で本会が出展を支援したもので、開会期間中は東館の会場に、平成24年度～27年度の採択事業者のうち下記の23社が出展しました。



出展した採択事業者のブース

### 【出展した23社】

- ・かなや麺業
- ・(株)MINAMI
- ・三英工業(株)
- ・(株)小菊製作所
- ・(株)ティーアンドディー・タカマツタテグ
- ・(株)タカオカメガ
- ・北興産業(株)
- ・(有)ケーズメタル
- ・(株)河島建具
- ・(株)アイバック
- ・(株)高田製作所
- ・アイオーティカーボン(株)
- ・黒部紙業(株)
- ・(株)エムダイヤ
- ・(株)りぼん
- ・吉沢工業(株)
- ・アイティ経営コンサルタント(株)
- ・カナヤママシナリー(株)
- ・(株)島田商店
- ・ユウ・アクアライフ
- ・澤川鍛造工業(株)
- ・(有)西川鉄筋
- ・アールアンドスポーツディベロップメント(株)

## 富山県ものづくり総合見本市において中央会セミナーを開催

10月27日(金)、ものづくり補助金フォローアップ事業(ものづくり補助金成果事例発表会)の一環で、「富山県ものづくり総合見本市2017」において中央会セミナーを開催し、約120名が聴講しました。

第1部の基調講演では、小説「下町ロケット」の神谷弁護士のモデルともなった鮫島正洋弁護士より、「ものづくり中小企業がニッチトップになる知財戦略・経営戦略」をテーマに講演いただき、ニッチトップ企業になるための知財活用法についてご説明いただきました。

また、第2部のトークセッションでは、ものづくり補助金採択企業でもある株式会社能作の能作克治社長と株式会社エムダイヤの森弘吉社長が登壇し、鮫島弁護士がモデレーターを務める形で進行され、ものづくり補助金で取り組んだ事業内容や知的財産に関する取り組み状況について意見が交わされました。



講師の鮫島正洋弁護士



トークセッションの様子

## 富山労働局からのお知らせ

### 富山県(地域別)最低賃金改正のお知らせ

平成29年10月1日より、  
富山県(地域別)最低賃金が

**時間額 795円**

に改正されました。

- ※1. この最低賃金は、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものであり、この金額に満たない金額で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となります。
- ※2. 富山県(地域別)最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

詳しくは、富山労働局賃金室(TEL 076-432-2735)又は  
最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

## 組合事業のご案内

(便利でお得なETCカードの利用でコスト低減)

☆高速道路料金別納に関する事業

大口・多頻度割引制度及びマイレージサービスの利用推進

☆車両燃料斡旋事業

☆情報提供事業

☆OA用紙購買事業

☆福利厚生事業



(協)富山県ハイウェイサービスセンター

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 TEL 076-493-6717 FAX 076-493-6718

URL <http://www.t-hsc.or.jp> Mail: [ths@t-hsc.or.jp](mailto:ths@t-hsc.or.jp)

# CHANGE×CHALLENGE



モノと社会を「包むところ」で、つなぐ。人と未来を「感動」で、つなぐ。

その先のモノづくりをみつめ、次代へつなぐ企業として

Change for the Future! —印刷包装材料提供企業から感動提供企業へ。



## 朝日印刷株式会社

本社／富山市一番町1番1号 一番町スクエアビル Tel.076-421-1177(代)

[www.asahi-pp.co.jp](http://www.asahi-pp.co.jp)

小規模企業の **会 社 役 員** のみなさまへ

# 還暦から始める小規模共済!!

## 経営者の退職金制度

法改正により平成28年4月1日から、  
会社役員の方は、**任意退任(65歳以上)**でも  
**有利な共済金**を受け取れるようになりました!



### ▶ 国が定めた制度で「安心・確実」

- 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
- 国が全額出資する(独)中小機構が運営

### ▶ 掛金は、「月額70,000円まで」 (500円刻みで月額1,000円~)

- いつでも、「増額」や「減額」ができます

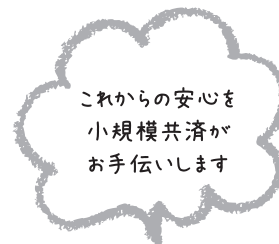
### ▶ とにかく「大きな節税」

- 掛金は、全額「**所得控除**」  
※掛金全額所得控除による節税例 ..... 節税額109,500円!  
課税所得400万円 ..... 税額785,300円  
掛金月額3万円(年間36万円) ..... 加入後税額675,800円

- 受取る時(共済金)は、「**退職所得扱い**」(一括受取)  
又は「**公的年金等の雑所得扱い**」(分割受取)

### ▶ どんな時にもらえるの?

- 将来、「**廃業**」「**役員退任**」等が生じたときに共済金を受け取れます。  
小規模企業共済は、「小規模企業経営者のための退職金制度」です。  
加入し、掛金を毎月積み立てておけば、現役引退後の安心した生活設計が図れます。



加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。



中小企業と地域振興をもっとサポート  
独立行政法人

**中小企業基盤整備機構 北陸**

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階

共済相談室 TEL **050-5541-7171**

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

小規模共済

検索





今さらだけど知りたい  
とやまの  
モノ・コト・トコロ

雅楽の館

# 江戸時代から続く雅楽 町民が守り町に息づく

寺社の儀礼や祭礼の際に演奏される雅楽。  
各地に雅楽の団体がある中で、高岡市福岡町には、  
江戸時代から150年余り続いている、  
町民による雅楽団体があります。



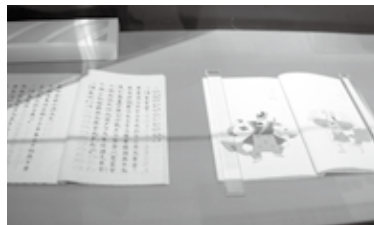
洋遊会の公演の様子

## 150年以上の歴史を誇る

雅楽は、宮廷や寺社の儀礼・祭礼に行われる正式な音楽と舞の総称です。古代中国を起源とし、千数百年の伝統があり、世界で最も古い音楽の一つとされています。日本には飛鳥時代の612年に朝鮮から伝えられたという記録が残っており、貴族、武家の間でも演奏され発展、継承されてきました。宮内庁式部職楽部が演奏する雅楽は国の重要無形文化財に指定されているほか、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。

高岡市福岡町の雅楽は江戸時代末期の1861年、地元長安寺の住職の呼びかけで「暢日連(ちょうにちれん)」という会を結成したのが始まりといわれています。明治天皇北陸御巡幸の際に奏上したところ、明治天皇からのぼりに菊の御紋を書き入れることを許され、これを機に町人の中で雅楽熱が高まったといわれています。

## 貴重な装束、文献など展示



雅楽に関する文献も展示

会員が減少してきた大正8年、「洋遊会」として新たに組織され、宮内省(宮内庁の前身)楽師を招いて教わるようになったほか、奏楽だけでなく舞楽も取り入れました。福岡

町は菅笠の生産が盛んで景気が良かったことから、会員は高価な装束や面を作ったり、楽器や文献を集めたりするなどして演奏技術を磨き、県内はもとより金沢や京都などの法要で演奏することもありました。

高岡市福岡歴史民俗資料館の雅楽資料展示分室「雅楽の館」では、楽器や装束、面などを展示し、福岡の雅楽発展の歩みを伝えています。大正期に作られた貴重な「蘭陵王」の舞楽装束は近年まで実際に使用されていました。また、年2、3回テーマを替えて大正～昭和期に集められた貴重な資料の展示も行っています。

雅楽の館に展示されている  
舞楽装束



## 寺社に属さず地元有志で

雅楽団体は全国各地にあります。洋遊会のように寺社に属さず、地元の有志だけで奏楽、舞楽がそろった本格的な演奏をする団体は全国でも珍しいそうです。町の無形文化財に指定された後、会



洋遊会会員による雅楽教室

員減少などにより活動が停滞した時期もありましたが、平成8年の「国民文化祭とやま」をきっかけに盛り返し、海外公演も行いました。現在、小学生から90歳代までの約40人が会員として、年数回、宮内庁楽師の指導を受けながら練習に励んでいます。

町の行事や単独などで年4回、定期的に演奏を披露しているほか、県内外の施設や行事に招かれることも多いそう。装束の着付けを見せたり、楽器の説明を交えたり、雅楽の普及にも努めています。週3回の稽古は見学、体験も随時受け付けています(詳しくはホームページ: <http://youyukai.com/>)。町民によって受け継がれてきた雅楽に触れてみてはどうでしょうか。

## 趣ある商家の建物を活用

旧北陸街道沿いに連なる風情ある景観も見どころです。平成12年開館の雅楽の館は、菅笠問屋であった瀧家当主が昭和6年に現在の小矢部市内から移築した大正期の建物を活用しています。総ケヤキ造りで漆塗り、屋根には明かり取りの天窓があるほか、模様ガラスがはめ込まれた障子戸や井波彫刻による精緻な鳳凰の欄間など、趣深い設えが訪れた人々を魅了しています。



雅楽の館

### 【雅楽の館】

住 所：高岡市福岡町福岡 1208

電 話：0766-64-0390

営業時間：9:00～16:30

休館日：月曜(祝日除く)、

祝日の翌日(翌日が土・日曜のときは翌平日)

入館料：無料

H P： <https://www.city.takaoka.toyama.jp/f-kyoiku/kanko/bunka/shisetsu/gagaku.html>

企業立地マッチング促進事業(委託元・富山市工業政策課 お問い合わせ TEL 443-2074)

# 富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ!

<http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

アクセス  
方法は  
次の3つ!!

検索サイト

空き工場 富山

検索



QRコード

HPアドレス

URL <http://aki-toyama.jp/>

## ■ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
富山県中小企業団体中央会 工業支援課  
TEL : 076-424-3686 FAX : 076-422-0835